

任意保険だけで大丈夫ですか？

そこでくまもと共済の自動車

+1

プラスワン

共済

まごころ共済

(自動車事故費用共済制度)

任意保険等に関係なく契約者(あなた)にお支払い
わずかな掛金で安心運転



まごころ共済(自動車事故費用共済制度)とは…

現代の車社会にあっては、人身事故を起こした場合に、強制保険、任意保険ではカバーできない「誠意を示す」ために多額の出費が出てまいります。特に「死亡事故」では被害者の遺族に対して賠償保険金のみではなく、更に自己負担でどれだけ償いをしたか、遺族への感情がどの程度加害者を許す気持ちになっているかが早期解決へのポイントとなります。そうした「不慮の事故」に備え、いざという時の為にお役立て頂くのが「まごころ共済」制度です。

お申し込みの際には
「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書」は、
ご契約に関する重要な事柄のうち、
特にご確認いただきたいものをまとめたものです。
お申し込みにあたっては、必ずご一読ください。

取扱代理所

Blank box for agent information.

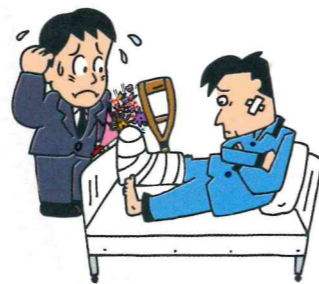
ズッシリ重い「自動車事故」の負担!

増大する自己負担に確かな備えを!!

■自動車事故のときの**相手側の**死亡及びケガに対する補償

① 死亡のとき 最高 300 万円 限度	② 死亡時の一時金として(臨時費用) 30 万円
③ 後遺障害のとき 12 万円~最高 300 万円 限度	④ 合計3日以上の入通院(臨時費用) 30,000 円
⑤ 入院 1日につき1人 4,500 円 限度	⑥ 通院 1日につき1人 2,250 円 限度

- 相手側と契約者側の死亡とケガに対する補償は、共済期間内で合計300万円が限度となります。
- ①~⑥は契約者側に過失がない場合はお支払いしません。(追突された時など)
- ④の支払いは、相手側が3日以上入・通院をした場合に3万円が対象となります。但し、⑤⑥の合計額が3万円を超えるときは、その額から④を控除した額を限度として実際に負担された額をお支払いします。
- ①~③はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
- ①③⑤⑥はそれぞれの上記の額を限度に、**実際の経済的負担額をお支払いします。**
- ⑤⑥は対象者ごとに最高365日(実入通院日数)まで対象となります。(ただし**実際の経済的負担額が対象となります。**)



■契約者が**自己負担**で相手方と示談した場合の補償

⑦ 対人診察費用サービス
限度額 **30,000**円

※⑦は自動付帯サービスとしてご提供するものです。よって事前に通知の上、サービスを終了する場合があります。

Q. 対人診察費用サービスって何ですか?

A. 2~3日通院したというケースは意外多いものです。この場合、治療費は貴方の自己負担となりますが、自己負担された治療費の実費を3万円まで契約者である貴方にお支払いします。(但し、契約者に過失があり、相手が他の自動車保険又は共済等から支払いを受けずに、契約者が自己負担で示談した場合に限ります。)

共済金をお支払できない主な場合(免責事項)

- 共済契約者又は運転者もしくは被害を受けた者の故意
- 無免許で被共済自動車を運転して事故が生じたときの⑧~⑫の補償
- 酒酔い又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転して事故が生じたときの⑧~⑫の補償
- 戦争、変乱、暴動又はこれらに類似する事象によるとき
- 地震、噴火、台風、洪水、高潮又は津波によるとき(車両事故共済金特約を除く)
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
- 原因のいかんを問わず、被共済者が「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
- 正当な理由がなく、事故発生後60日以内に事故の通知がなかったとき
- 対人診察費用サービスの場合** 警察の事故扱いが人身事故の場合
- 車両事故共済金の場合** 被共済自動車に存在する欠陥、腐食等、その他自然の消耗、故障損害、車に定着されていない部分品又は付属品、タイヤの損害、法令によって禁止されている改造車の部分品又は付属品

■自動車事故のときの**契約者側の**死亡及びケガに対する補償

⑧ 死亡のとき 最高 300 万円 限度	⑨ 後遺障害 12 万円~最高 300 万円 限度
⑩ 入院 1日につき1人 4,500 円	⑪ 通院 1日につき1人 2,250 円

- 契約者側と相手側の死亡とケガに対する補償は、共済期間内で合計300万円が限度となります。
- ⑧⑨はそれぞれ180日以内に死亡又は後遺障害が生じたときにお支払いします。
- ⑩⑪は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。
- ⑩⑪は対象者ごとに最高365日(実入通院日数)まで対象となります。



■契約車両に**3万円以上損害**が生じたとき

⑫ 車両事故共済金特約
30,000円 限度

- 共済期間内に起こした自損事故、他の車との衝突事故、盗難等第三者による被害または自然災害(但し、地震・噴火・津波は除く)の結果、**契約者側に3万円以上の経済的負担が生じた場合**にお支払します(但し、共済期間内に1回が限度)。
※契約者側に過失がない場合はお支払できません。

車種別共済掛金 (共済掛金は共済金額300万円の場合で、車両事故共済金特約掛金を含みます) (単位:円)

車種	車種区分	プレートの色	登録番号(ナンバープレート)	年払	月払
自家用普通・小型乗用自動車	1	白	3・30~39・300~399 5・50~59・500~599 7・70~79・700~799	11,100	1,110
自家用軽四輪乗用自動車	2	黄 軽	5・50~59・500~599 700~799	6,600	660
自家用普通貨物自動車(2トン超)	3	白	1・10~19・100~199 8・80~89・800~899	18,600	1,860
自家用普通貨物自動車(2トン以下)	4			15,600	1,560
自家用小型貨物自動車	5	白	4・40~49・400~499 8・80~89・800~899	11,100	1,110
自家用軽四輪貨物自動車	6	黄 軽	40~49・400~499 600~699 80~89・800~899	6,600	660

- ※自家用自動車の場合でも、「レンタカー」は契約をお引受できませんのでご注意ください。
- ※営業用自動車については契約をお引受することができませんので、ご注意ください。
- プレートの色が緑色で白文字、ひらがなが「あいうえかきくけこ」
- プレートの色が黒色で黄文字、ひらがなが「りれ」
- ※車種がご不明な場合は車検証にてご確認ください。車種区分3、4の()内は最大積載量です。
- ※一部の自家用特殊用途自動車はご加入できます。詳しくは当組合までご照会下さい。
- ※上記の掛金及び補償内容は共済金額300万円コースの場合です。他に共済金額200万円、100万円のコースもございます。

1

死亡事故の場合はすぐに香典、供花料、葬儀費用等の諸費用が必要です。事故速報の翌日にお支払します。



契約者のご要望により、事故確認後の翌日に30万円、残額は、必要書類が提出された時、お支払します。

2

被害者へのお見舞いは何回すればいいという問題ではありません。相手に誠意を示すことが大事です。



重い4つの責任

- ① 刑事上
- ② 行政上
- ③ 民事上
- ④ 道義上

お見舞いについては道義的な面で品代を必要とします。この品代については自賠責、任意保険では支払対象とはなりません。

3

示談をスムーズに進める為の活用に!



被害者との間に感情的な面が発生すると示談交渉に支障が起こり、なかなか進展いたしません。場合によってはお見舞金を必要とするケースがあります。

4

車両事故共済金の場合、物損事故や自損事故で契約車両に損害を被った場合、3万円以上の損害が生じた時3万円(限度)をお支払します。(共済期間内に1回が限度)



必要書類

1. 交通事故証明書または交通事故証明書不提出理由書(※)
(※この場合は車検証の写しを添付)
2. 写真及び修理見積書または修理業者の領収書
3. 示談書(相手のある事故の場合)

■ 契約申込みについて

ご加入いただく場合は、組合員になっていただく為に、当初200円の出資金が必要となります。尚、預金口座振替の場合、掛金をご指定の預金口座からお払い込みいただく為に、預金口座のお届け印が必要です。

■ 運転者の範囲

被共済自動車(契約自動車)を次に掲げる者が運転中の場合に限り、事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生じる共済契約者の経済的負担を補償します。

- (1) ご契約者(ご契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にあるものとします。)
- (2) ご契約者の同居の親族(ご契約者が法人であるときは除きます。)
- (3) ご契約者が雇用している者。
- (4) ご契約者が届け出た共済契約証書記載の運転者(届出運転者 2名以内)

■ 共済金請求書類

交通事故証明書、死亡診断書、医療証明書、支払証明書等、他の保険に請求される場合、又車両事故共済金における修理業者の領収書等、全てその写し(コピー)でかまいません。

■ 掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合は、掛金は損金に算入でき、個人事業主の場合は必要経費に算入できます。

■ ご契約時及びご契約後の注意点

申込書記載内容が事実と異なる場合は共済金をお支払できない場合があります。また、ご加入いただいているお車を変更されたときは取扱代理所又は当組合までご連絡下さい。

■ 補償期間について

新規でご契約の場合

申込日の翌日午前0時から翌年の申込月の末日24時までです。

継続でご契約の場合

現在のご契約が終了する翌月1日の午前0時から翌年の始期月前月の末日24時までです。

■ 剰余金は契約者(組合員)へ還元

熊本県火災共済協同組合は営利を目的としておりません。剰余金は、その年度中の収支掛金に応じて3月末日の在籍者にお戻しすることがあります。但し、途中解約された方や共済金の支払いを受け、その額が年間掛金を超えられた方は除きます。

■ 個人情報の取扱について

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先に提供を行います。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。か、当組合までお問合せ下さい。

[相談・苦情・連絡窓口]

安心、信頼、ゆたかな未来へ。



熊本県火災共済協同組合

ホームページアドレス <http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

本部: 〒860-8504 熊本市中央区南熊本5-1-1(テルウェル熊本ビル4階)
TEL.096-325-3411 FAX.096-354-0861

八代営業所: 〒866-0862 八代市松江城町6-6(八代商工会館2階)
TEL.0965-35-5686 FAX.0965-32-2249

天草営業所: 〒863-0022 天草市栄町1-25(本渡商工会館2階)
TEL.0969-24-2516 FAX.0969-23-9039

H30.5 10,000